

# 医療

国民健康保険  
高齢受給者証が  
変わります

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(火)です。

新しい受給者証は、7月末日までに自宅へ郵送します。

8月1日(水)以降、病院などで受診するときは、新しい受給者証を提示してください。

※新しい受給者証は白色です。  
古い受給者証は、8月31日(金)までに郵送か、通知文に記載されている施設の回収箱または市民窓口グループへ返却してください。

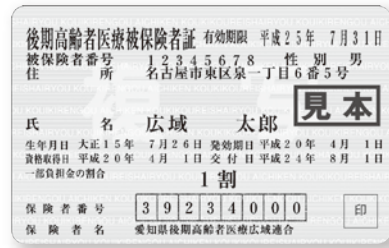
## 問合せ先

岡市民窓口グループ

☎5211111 (内線261・262)



## 後期高齢者医療 保険証が変わります



保険証の色は若草色

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(火)です。

8月1日(水)から使用していた保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便(※)でお送りします。

※簡易書留郵便は、受け取るときに押印または署名が必要ですが、配達時に不在の場合は、郵便受けに『郵便物等お預かりのお知らせ』の案内が入りますので、案内に表示してある問合せ電話番号で再配達依頼をするか、直接受け取りに行ってください。  
郵便局支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は市民窓口グループに返還されます。その場合は、市民窓口グループ

での受け取りになりますので、印鑑、身分証明書、現在お持ちの保険証を持参してください。

保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(水)以降に医療機関などで受診するときは、かならず新しい保険証を提示してください。

有効期限が経過した保険証は、市民窓口グループに返却するか、または、個人情報を読み取れないよう裁断して破棄してください。

## 問合せ先

岡市民窓口グループ

☎5211111 (内線227)

国民健康保険加入者の皆さん  
70歳未満の方が  
通院入院したときの  
高額療養費の  
限度額認定証について

70歳未満の方が通院・入院し、1か月の医療費の自己負担額が高額になったときは、限度額認定証の交付を受けることにより、医療機関の窓口での自己負担額が限度額までとなります。

また、すでに限度額認定証の交付を受けている方の有効期限は7月31日(火)です。

該当する方は、更新手続きを

してください。  
※国民健康保険税を滞納していない世帯に限度額認定証が交付されます。

※国民健康保険税を滞納している世帯はこれまでどおり、窓口で医療費の3割をいったん全額自己負担していただきます。

持ち物 被保険者証、印鑑、交

付済みの限度額認定証(更新の方のみ)  
問合せ先  
岡市民窓口グループ  
☎5211111 (内線261・262)



## 求人情報

—6月15日現在—

事業内容 求人番号	事業所 所在地	職種	年齢(歳)	賃金(円)	就業時間
一般診療所 23110-9429221	神明町	医療事務	不問	170,000	8:15~19:00 8:15~12:00
大工工事 23110-8951721	湯山町	建設営業	不問	196,000~ 350,000	9:00~18:00
一般貨物自動車運送 23110-8266721	二池町	自動車部品搬運	59以下	130,000~ 188,000	8:00~17:00

※広報発行時点で充足・取消となっている場合があります。あらかじめご了承ください。

問合せ先 刈谷公共職業安定所 ☎21-5001

## 訂正

7月1日号広報(2ページ「人口と世帯数」)  
(誤) 23,739人 → (正) 23,789人

(誤) 23,789人 → (正) 23,709人